

船舶事故調査報告書

平成26年3月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成25年4月3日 05時40分ごろ
発生場所	北海道 <small>さっぽろ</small> 猿 <small>さる</small> 払 <small>はら</small> 村 <small>むら</small> 浜 <small>はま</small> 鬼 <small>おに</small> 志 <small>し</small> 別 <small>べつ</small> 漁港北東方沖 猿払村所在の浜鬼志別灯台から真方位045° 35km付近 （概位 北緯45° 34.2′ 東経142° 28.1′）
事故調査の経過	平成25年4月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三かもめ丸、14トン HK2-22491（漁船登録番号）、個人所有 17.66m (Lr) × 4.07m × 1.46m、軽合金 ディーゼル機関、588.40kW、平成12年2月 第232-33020号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 52歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年1月11日 免許証交付日 平成25年2月21日 （平成30年4月14日まで有効） 甲板員A 男性 52歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか4人が乗り組み、浜鬼志別漁港北東方沖の漁場に到着してかに籠漁の作業を開始し、2本目ののし（以下「幹縄」という。）を巻き上げる作業中、平成25年4月3日05時40分ごろ、左手で巻上ドラムの操作ハンドルを握り、ドラムの巻上速度を調整しながら、右手で瀬縄の巻上作業を行っていた甲板員Aが、瀬縄と巻上ドラムの間に右腕が巻き込まれた。 乗組員は、音で事故に気付き、右腕を瀬縄と巻上ドラムの間に巻き込まれて体が回っている状態の甲板員Aを発見した。 船長は、ドラムから甲板員Aを外した後、救急車の手配を所属漁業協同組合に要請し、浜鬼志別漁港に帰って甲板員Aを救急車に引き継いだ。

	甲板員Aは、搬送された病院で外傷性ショック死と検案された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	<p>本船が使用していた漁具は、10mごとにかに籠の付いた幹縄（長さ約200m）、その両端のボンデン、瀬縄（かに籠等を固定する錨とボンデンを結ぶロープをいう。）及び錨で構成され、瀬縄は、長さが約180m、直径が約18mmの合成繊維製であり、錨は、約75kg及び約40kgであった。</p> <p>乗組員は、本事故当時、甲板員2人が前部右舷側に、甲板員2人が後部右舷側に、甲板員Aが巻上ドラム後方にそれぞれ配置され、船長が操舵室左舷側で用足しをしていた。</p> <p>右舷側に配置された甲板員は、全員が上がってくる幹縄を見ており、甲板員Aの右腕が、巻上ドラムに巻き込まれる瞬間を目撃していなかった。</p> <p>甲板員Aは、約36年のかに籠漁の経験を有しており、合羽の上下及びゴム手袋を着用し、ゴム長靴を履いていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし <p>甲板員Aの死因は、外傷性ショック死であった。</p> <p>本船は、浜鬼志別漁港北東方沖において、かに籠の幹縄を巻き上げる作業中、甲板員Aが、瀬縄と巻上ドラムの間に右腕を巻き込まれたことから、外傷性ショックで死亡したものと考えられるが、右腕を巻き込まれた瞬間が目撃されていないため、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	本事故は、本船が、浜鬼志別漁港北東方沖において、かに籠の幹縄を巻き上げる作業中、甲板員Aが瀬縄と巻上ドラムの間に右腕を巻き込まれたため、発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・巻上ドラムの操作は、ロープが巻き上げられる反対側に立って行うこと。